

青森県報

号外第七十三号

令和二年
七月六日
(月曜日)

目 次

○青森県手話言語条例……………	(障害福祉課) ……二
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例…	(人事課) ……五
○青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する 条例の一部を改正する条例……………	(市町村課) ……六
○青森県覚せい剤施用機関等指定申請手数料等徴収条例の一 部を改正する条例……………	(医療薬務課) ……七
○青森県家畜検査手数料等徴収条例の一部を改正する条例…	(畜産課) ……九
○青森県都市公園条例の一部を改正する条例……………	(都市計画課) ……一〇
○義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例 の一部を改正する条例……………	(教職員課) ……二
○青森県立学校設置条例の一部を改正する条例……………	(高等学校 教育改革 推進室) ……三

青森県手話言語条例をここに公布する。

令和二年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十三号

青森県手話言語条例

手話は、手指や体の動き、表情等により表現される、音声言語とは異なる独自の体系を有する言語であり、ろう者が生活を営むため大切に育み、受け継いできた文化的所産である。

しかし、明治十三年にミラノで開催された国際会議において、ろう教育では読唇及び発声の訓練を中心とした口話法で教えることが決議され、その後、我が国でもろう学校で口話法が用いられることになり、手話の使用が制約されるなど、長年にわたり手話が言語として認められていなかった過去がある。

このような中、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において手話が言語であることが明確にされたところであり、本県においても、ろう者が手話を使用して日常生活や社会生活を安心して営むことができるようにするため、ろう者が手話を使用しやすい環境の整備に、県、市町村、県民等が一丸となって取り組んでいかなければならない。

このような認識に立ち、私たちは、手話についての理解及びその習得の促進を図り、誰もが安心して暮らすことができる共生社会を実現するため、

この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、手話についての理解及びその習得の促進について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、手話についての理解及びその習得の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話についての理解及びその習得の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつてろう者とう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 手話 ろう者が日常生活又は社会生活において手指の動き、表情等により思想、感情等を表現するために使用している言語をいう。
- 二 ろう者 聴覚障害者のうち、手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者をいう。

(基本理念)

第三条 手話についての理解及びその習得の促進は、ろう者とう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することが重要であるとの認識の下に、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 手話についての理解を深めるための機会及び手話を習得する機会の確保が図られること。
- 二 県、市町村、関係機関及び関係団体が相互に連携し、及び協力すること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める手話についての理解及びその習得の促進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話についての

理解及びその習得の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、並びにこれを実施するものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、手話及びその習得の必要性についての理解を深めるよう努めるとともに、県が実施する手話についての理解及びその習得の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、手話及びその習得の必要性についての理解を深めるよう努めるとともに、その事業活動に関し、県が実施する手話についての理解及びその習得の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(学校等の設置者の取組)

第七条 ろう者である児童、生徒及び幼児等（以下「児童等」という。）が在籍する学校、保育所等の設置者は、当該児童等が手話で学ぶことができるようにするため、当該児童等の教育に携わる教職員に手話に関する知識及び技能の向上のための研修を受けさせるよう努めるものとする。

(習得の機会の提供)

第八条 県は、手話の習得を必要とする聴覚障害者及びその家族等並びにろう者の家族等が手話を習得することができるようにするため、その機会の提供等必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の理解の増進)

第九条 県は、手話についての県民及び事業者の理解を深めるため、学習の機会の提供、広報活動の充実等必要な措置を講ずるものとする。

(支援)

第十条 県は、手話についての理解及びその習得の促進に関する活動を行う県民及び事業者に対し、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

のとする。

2 県は、市町村が手話についての理解及びその習得の促進に関する施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第十一条 県は、手話についての理解及びその習得の促進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十四号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び二項を加える。

(新型コロナウイルス感染症防疫作業に係る特例)

5 第五条第一号に規定する職員が人事委員会の定める区域において新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定め

る等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）から人の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る同号に規定する作業に従事した場合における第六条の規定の適用については、同条中「三百円」とあるのは、「四千円」とする。

6 職員が人事委員会の定める区域において新型コロナウイルス感染症から人の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業で人事委員会の定めるものに従事したときは、当該作業に従事した日一日につき四千円の範囲内で人事委員会が定める額の感染症等防疫作業手当を支給する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第五項及び第六項の規定は、令和二年二月一日から適用する。

2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された感染症等防疫作業手当及びこれを基礎とする給与は、改正後の条例の規定による感染症等防疫作業手当及びこれを基礎とする給与の内払とみなす。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十五号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成十一年十二月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。
第四十一条中「外ヶ浜町」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県覚せい剤施用機関等指定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十六号

青森県覚せい剤施用機関等指定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県覚せい剤施用機関等指定申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県覚醒剤施用機関等指定申請手数料等徴収条例

第一条中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同条第一号中「覚せい剤施用機関及び覚せい剤研究者」を「覚醒剤施用機関及び覚醒剤研究者」に改め、同条第二号中「覚せい剤製造業者」を「覚醒剤製造業者」に改め、同条第三号中「覚せい剤施用機関及び覚せい剤研究者並びに覚せい剤製造業者」を「覚醒剤施用機関及び覚醒剤研究者並びに覚醒剤製造業者」に改め、同条第四号中「覚せい剤原料取扱者及び覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者」に改め、同条第五号中「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者及び覚せい剤原料製造業者」を

「覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者及び覚醒剤原料製造業者」に改め、同条第六号中「覚せい剤原料取扱者及び覚せい剤原料研究者並びに覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者及び覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者並びに覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者及び覚醒剤原料製造業者」に改める。

別表第一号中「覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者若しくは覚せい剤製造業者」を「覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者若しくは覚醒剤製造業者」に、「覚せい剤原料取扱者、覚せい剤原料研究者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者若しくは覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤原料取扱者、覚醒剤原料研究者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者若しくは覚醒剤原料製造業者」に、「覚せい剤施用機関等指定申請手数料」を「覚醒剤施用機関等指定申請手数料」に、「覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者」を「覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者」に、

覚せい剤原料取扱者
覚せい剤原料研究者

を

覚醒剤原料取扱者
覚醒剤原料研究者

に、「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸

出業者又は覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者」に改め、同表第二号中

「覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者、覚せい剤原料研究者、覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者、覚醒剤原料研究者、覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、

覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者」に、「覚せい剤施用機関等指定証再交付手数料」を「覚醒剤施用機関等指定証再交付手数料」に、「覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤

原料研究者」に、

覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者

を

覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県家畜検査手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十七号

青森県家畜検査手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県家畜検査手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

別表第一号中「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に、「結核病」を「結核」に、「みつばち」を「蜜蜂」に改め、同表第二号中「豚コレラ」を「豚熱」に改め、同表第五号中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条第五号及び別表第五号の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

青森県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十八号

青森県都市公園条例の一部を改正する条例

青森県都市公園条例（昭和五十三年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一青森県総合運動公園の項中「陸上競技場」を削る。

別表第二第四号アの表陸上競技場の項を削り、同表の備考を次のように改める。

（備考）

野球場の照明設備又はスコアボードを使用する場合は、次の表に定める金額を加算する。

スコアボード	照明設備		区分		区
	全部表示	半灯	全部表示	全灯	
得点・判定表示	二千八十円	三千九百七十円	千四十円	七千九百五十円	体育・スポーツに使用する場合 営利を目的としないとき一時間につき
	四千百六十円	四万七千七百円			営利を目的とするとき一時間につき
	二千八十円	七千九百五十円	四千百六十円	一万五千九百円	体育・スポーツ以外に使用する場合 営利を目的としないとき一時間につき
	四千百六十円	四万七千七百円			営利を目的とするとき一時間につき

別表第二第四号イの表の備考を削り、同号中ウを削り、エをウとし、同号の備考中「からウまで」を「及びイ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十九号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和四十六年十二月青森県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「除く。以下」の下に「この条において」を加える。

本則に次の一条を加える。

（義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置）

第七条 義務教育諸学校等の教育職員が行う業務の量の適切な管理その他の義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第七条第一項に規定する指針に基づき義務教育諸学校等の教育職員の服務を監督する教育委員会が定めるところによるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月六日

青森県知事 三村申吾

青森県条例第四十号

青森県立学校設置条例の一部を改正する条例

青森県立学校設置条例（昭和三十九年四月青森県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

表第一号中

青森県立三本木農業高等学校		十和田市
青森県立三本木農業高等学校		十和田市
青森県立三本木農業高等学校		十和田市
青森県立五所川原工業高等学校		五所川原市
青森県立五所川原工業高等学校		五所川原市
青森県立五所川原工業高等学校		五所川原市

を

に、

を

に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円